

令和元年度 東国分中学校ブロック

第1回義務教育学校の設置に関する検討委員会

令和2年1月30日（木）17時00分
市川市立東国分中学校

1 義務教育学校の設置に関する検討委員会について

2 委員長挨拶

3 委員自己紹介

4 協議

- (1) 義務教育学校の設置に関する提案について
- (2) 小中一貫教育及び義務教育学校について
- (3) 義務教育学校設置に係る課題の把握について

5 その他

1 義務教育学校の設置に関する検討委員会について 【別冊資料1】

(1) 組織及び委員について

- 各中学校ブロックの「義務教育学校の設置に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）」は、関係する学校が「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」第9条に基づいて設置する専門部会の委員によって組織します。
- このため、検討委員会の運営や委員の身分等は、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」に依るものとします。
- 検討委員会は、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則」第9条第2項により、別紙の委員をもって組織します。
- 検討委員会の委員長は、「市川市学校問題対策員に関する要綱」が定める職務に該当することから、教育委員会が委嘱する者をもって充てることとします。

【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）】

（専門部会）

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(2) 検討・協議について

- 検討委員会は、当該中学校ブロックの義務教育学校の設置に関する事項について、専門的かつ幅広い立場から検討・協議を行います。
- 義務教育学校の設置に関する方針の決定や計画の策定等は、検討委員会の検討・協議を踏まえて、教育委員会が行います。
- 検討委員会は、関係する学校の専門部会委員によって組織することから、議決等は行いません。

(3) 今年度の予定について

回	月	日	曜	時間	場所	主な提案の内容	主な協議の内容
1	1	30	木	17時	東国分中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会について ・義務教育学校設置に関する提案について ・小中一貫教育及び義務教育学校について ・義務教育学校設置に係る課題の把握について 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育及び義務教育学校についての共通理解 ・義務教育学校設置に係る課題把握及び今後の検討・協議の方向の共通理解
2	2	27	木	17時	東国分中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校設置に関する提案について ・義務教育学校設置に係る課題について 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校設置に係る課題の共通理解 ・課題解決の方策の検討
予備	3	5	木	17時	東国分中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・第1, 2回の進捗によって開催する場合があります 	
3	3	17	火	17時	東国分中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決の方策について 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決の方策の検討 ・義務教育学校設置の方針の検討 ・義務教育学校の設置に関する検討・協議の継続の確認

2 義務教育学校の設置に関する提案

(1) 市川市立義務教育学校の設置に関する方針 【別冊資料2】

○市川市では、「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進めるために、「義務教育学校の設置に関する方針」を策定し、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の設置を推進します。

【市川市立義務教育学校の設置に関する方針（抜粋）】

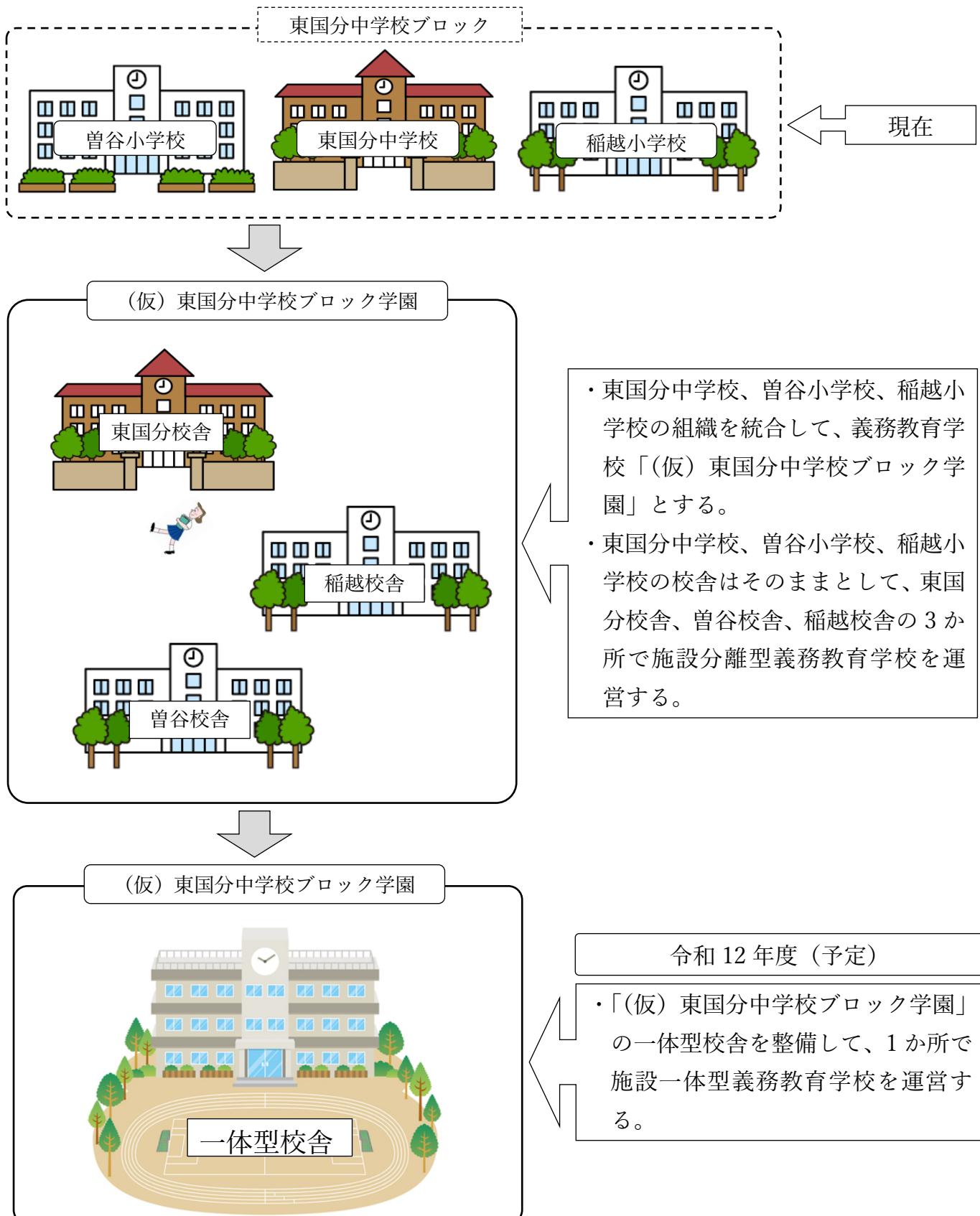
(2) 義務教育学校の設置

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができます。

このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫教育を進める市川市では、義務教育学校の設置を推進します。

ただし、一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、市全体の状況を踏まえ、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図ります。

(2) 義務教育学校設置の提案（東国分中学校ブロック）



3 小中一貫教育の推進 【別冊資料3】

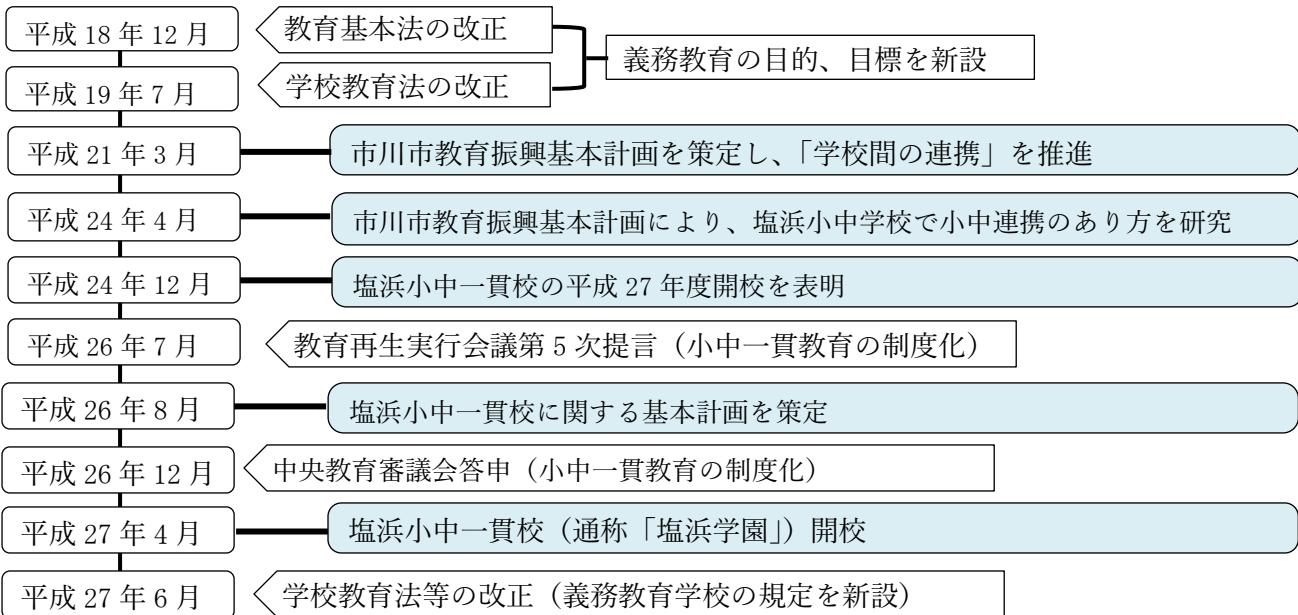
(1) 背景

- 教育基本法及び学校教育法では、義務教育の目的・目標が定められており、義務教育9年間で児童生徒を育成するという考え方立って教育が行われています。
- 子どもたちの抽象的な思考力が高まる小学校高学年において、教科担任制の導入等による専科指導の拡充が必要となっています。
- 児童生徒の心身発達が早期化しており、従来であれば中学校段階の指導の特質とされてきたものを、一定程度小学校段階から導入することが必要となっています。
- 新しい環境での学習や生活に移行する中学校進学時に、不登校や生徒指導上の諸問題につながる「中1ギャップ」への対応が求められています。
- これまで以上に義務教育9年間を形成する小学校と中学校が互いに協力し、責任を共有して児童生徒に必要な資質・能力の育成を図ることが重要となっています。

(2) 市川市の取組

- 市川市では教育の基本理念「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」をふまえて、学びや育ちの連続性を大切にした教育を進めるため、中学校ブロックを中心に、教職員や子どもの相互交流、授業公開などにより、小中連携を推進してきました。
- 塩浜小学校及び塩浜中学校を、義務教育9年間の教育を一貫して行う小中一貫校のモデル校として開校し、小中一貫教育のあり方に関する研究を進めてきました。

【塩浜学園開校と義務教育学校制度化の流れ】



4 義務教育学校の特色 【別冊資料4】

(1) 教育課程

- 義務教育学校は小中一貫教育の実施を目的とする学校です。
- 修業年限は9年です。小学校段階を前期課程、中学校段階を後期課程に区分しますが、9年間を「4年－3年－2年」など「学年段階の区切り」を柔軟に設定して、発達段階に合わせた指導及び活動を行うことが出来ます。
- 教育課程の特例を市の判断で定めることが出来るため、子どもの発達段階に即したカリキュラム編成を柔軟に行うことが出来ます。
 - ・質の高い学びを創造する新教科を創設することが出来ます。
 - ・学年及び小・中学校段階の指導内容の入れ替えや移行などを行なうことが出来るため、中学校の指導内容を小学校段階で指導することなどが可能となります。
 - ・小学校低学年からの系統的な学習（外国語教育など）が可能となります。
- 小学校高学年段階からの教科担任制を継続的に実施することが出来ます。

(2) 学校施設

- 「義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究（国立教育政策研究所 平成30年）」では、一体型校舎の有効性が明らかになっています。
- このため、学校施設については、一体型校舎において連続性を大切にした教育が行われるべきところですが、学校や地域の状況に応じて、当面は、隣接型又は分離型で運営することも考えられます。
- 義務教育学校の施設形態の区分
 - ・施設一体型：小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている形態
 - ・施設隣接型：小学校の校舎と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている形態
 - ・施設分離型：小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている形態

(3) 成果と課題 【別冊資料5】

- 塩浜学園の小中一貫教育の研究にみる「成果」

【保護者・教職員の意識調査の結果】

○児童生徒への効果

- ・中一ギャップの緩和が図られている。
- ・年齢の離れた児童生徒の交流により、豊かな心が育まれている。特に、弱いものを助ける心、思いやりの心が育まれている。
- ・異学年の学習交流や縦割り学習などにより、学習活動の充実が図られている。
- ・少人数学習や複数教員による授業などにより、学力の向上が図られている。
- ・早い時期からの部活動の参加により、部活動の活性化が図られている。
- ・教育課程の区分を弹力的に設定することにより、成長に合わせた生活や勉強が出来ている。
- ・異校種交流が出来て教員同士では得るもののが大きい。

【教職員の意識調査の結果】

○教職員への効果

- ・子どもの発達に対する教員の認識が深まっている。
- ・教員の児童生徒理解の深化につながっている。
- ・協力して指導に当たる意識の向上につながっている。
- ・異校種交流が出来て教員同士では得るもののが大きい。

○塩浜学園の小中一貫教育の研究による「課題」

○学校文化や授業時間、指導体制などが異なる小中学校間の調整

- ・小中一貫校では、小中学校間で学校文化や授業時間、指導体制などが異なり、児童生徒の発達の差も大きいために、学校行事や施設の使用、異学年交流などを行う際には、小中学校間の調整が一つ一つ必要となり、そのために相当な時間を要している現状がある。これは小中一貫校固有の課題であると捉えられる。

○小・中学校制度の中で培われてきた既成概念と、9年間をひとつの括りとして考える 小中一貫校の新たな概念の整理

- ・小中一貫校では、「前期課程高学年がリーダーとして活躍する場面が少なくなる」といった課題がある。しかし、義務教育学校は9年間を一つのくくりとしているため、6年生がリーダーではなく、4年生をリーダーとする、または7年生をリーダーとするというように、子供たちの発達に合わせて、9年間の中で指導の重点を図ることが大切である。

5 義務教育学校設置に係る課題の把握について

(1) 児童生徒アンケート

○義務教育学校設置に係る課題を把握するために、アンケート調査を実施します。

○小・中学校間の接続に関する児童の意識調査

- ・対象：該当小学校の児童（5・6年生）
- ・内容：別紙
- ・方法：別紙アンケート用紙に回答を記入して提出
- ・期間：令和2年2月3日（月）～2月10日（月）

(2) 保護者アンケート

○義務教育学校の設置に関する保護者の意識調査

- ・対象：該当小・中学校の保護者

該当学校の学区域に設置されている幼稚園・保育園・こども園の幼児保護者のうち、該当小学校への入学を予定している保護者

- ・内容：別紙
- ・方法：Webによる回答。Webによる回答が難しい場合は、アンケート用紙で回答して提出。
- ・期間：令和2年2月3日（月）～2月10日（月）